

船舶事故等調査報告書

平成24年2月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第105号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年9月21日 09時00分ごろ	
発生場所	福岡県福岡市博多港 博多港東防波堤灯台から真方位013° 2.4海里（M）付近 （概位 北緯33° 39.5′ 東経130° 23.8′）	
事故等調査の経過	平成23年7月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 コンドー18号、19トン 291-31799、株式会社コンドー B バージ はかた1501、不詳 なし、宮川運送株式会社	
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A プロペラ翼先に欠損及び曲損	
事故等の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、浚渫土を積載したB船を押して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、博多港第2区アイランドシティ南東方の埋立海域に向けて航行中、平成22年9月21日09時00分ごろA船の船尾が博多港東防波堤灯台北北東方沖の浅所に乗り揚げた。 その後、A船押船列は、自力で航行を続けた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2 海象：潮汐 ほぼ高潮時、潮高 約192cm	
その他の事項	船長は、博多港内の航行及び作業経験は多数回あり、海図、プレジャーボート用港湾案内も船内に備え付けてあった。 埋立海域は、浚渫土の投下により浅所が存在していたが、具体的な位置等は発表されていなかった。（海図W190には、工事中と記載されていた。） A船の喫水は、船尾約2.5mであった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし なし なし A船押船列は、博多港の埋立海域に向けて航行中、船長Aが、水深を確認できなかったことから、博多港東防波堤灯台北北東方沖の浅所の存在に気付かず、A船が同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船押船列が、博多港の埋立海域に向けて航行中、船長Aが、水深を確認できなかったため、博多港東防波堤灯台北北東方沖の浅所の存在に気付かず、A船が同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	